

「パレスチナに平和を」外務大臣への要請文

外務大臣 上川陽子さま

2023年12月22日

ガザおよびヨルダン川西岸におけるイスラエルの国際人道法を含む国際法、国連決議などを無視したジェノサイドと蛮行を直ちにやめさせる行動を求めます

10月7日のハマスのイスラエル奇襲攻撃に対すると称してイスラエル政府と軍がガザで行っている「ハマス殲滅」作戦は、民間の市民に2万人を超える死者、5万人を超える負傷者、8000人もの方不明者を出し、その中には多くの子どもや女性、高齢者が含まれ、犠牲者は今も増え続けています。その実態は、民間人の保護を命じる国際人道法や、2回の国連総会の決議の精神も踏みにじるもので、世界中で「ジェノサイドだ、即時停戦を」という声が上がリ、それが大きな国際世論となっています。

上川外相が主宰されたG7外相会議の共同声明では、イスラエルの自衛の権利は「国際法に従う」ことが前提とされ、「一般市民の保護、および国際法、特に国際人道法の遵守の重要性を強調」していますが、国連事務総長は、イスラエルのガザ侵攻は国際人道法違反と指摘しています。しかも、国際司法裁判所は2004年、非占領地からの脅威に対して占領国は自衛権を行使できないとの意見を出しています。しかし、あなたは「イスラエルに対して一般市民の保護や国際人道法を含む国際法に従った応答を要請してきた」と言うだけで、国際法に違反するとの認識を示していません。これは事実上、イスラエルの行動を容認するシグナルにほかなりません。また、共同声明では戦闘の「人道的休止」を支持しましたが、それは短期間に終わり、ガザの惨状はさらに深刻化しています。双方とくにイスラエル政府には「即時停戦」こそ求めるべきです。

また、G7共同声明では、イスラエルとパレスチナの双方の人びとが「安全で、尊厳があり、平和に暮らすための平等な権利を有する」と明言し、「ガザの悪化する人道危機に対処するための緊急行動をとる必要性を強調」し、「食料、水、医療、燃料及びシェルターを含む一般市民のための妨害されない人道支援並びに人道支援従事者のアクセスを可能としない」と指摘しています。しかし、ネタニヤフ政権は、これらすべてを無視して、住宅をはじめ病院や学校、教会、難民キャンプを含むガザ全域への空爆や砲撃、市民の射殺を続けています。その実情は、ガザ市民からの直接の報告だけでなく、国連の関係諸機関や国際人道支援団体、世界中のジャーナリストからも日々具体的に伝えられています。日本政府として、明確にイスラエル政府に対し、このような非人道的作戦を直ちにやめるよう要求し、ガザの市民と国際支援機関・団体への資金・物資の提供や専門の支援要員の派遣を緊急に行うべきです。

さらに、イスラエルはヨルダン川西岸地域でも、パレスチナ人を襲う入植者を武装化し、抗議するパレスチナ人への武器使用や大量逮捕を行っています。占領地への入植や領土併合は明らかな国際法違反です。これらに対しても日本政府として明確に批判し、パレスチナ住民への暴力を直ちにやめさせ、入植と併合を撤回させるため、具体的な外交的・経済的な制裁措置を含む行動をとるべきです。

私たちは日本政府がイスラエルともパレスチナとも外交関係を有していると承知しています。またご案内の通り「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有すると確認する」との憲法前文および平和主義の第9条を持つ国として、米国の顔色をうかがうのではなく、「即時停戦」に積極的イニシアティブを発揮し、以下のような実効的な措置をとることを求めます。人びとの生命と尊厳、中東の公正で永続的な平和の実現のために。

- ・国連安全保障理事会での停戦決議の採択に向けて、拒否権を行使しないよう米国を説得すること。
- ・国際刑事裁判所（ICC）があらゆる当事者の戦争犯罪等を調査し、容疑者を起訴するために必要な支援を行うこと。
- ・「日・イスラエル投資協定」を破棄し、「日・イスラエル経済連携協定に関する共同研究」を停止すること。
- ・「日本国防衛省とイスラエル国防省との間の防衛交流に関する覚書」を破棄すること。

「パレスチナに平和を！緊急行動」参加者一同